

「滋賀びわ湖漁業協同組合」の発足について

1 概要

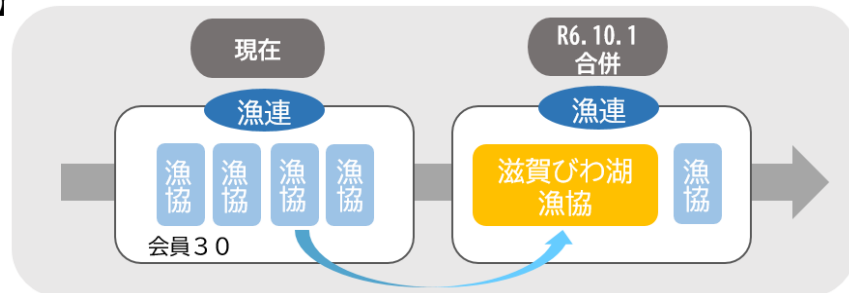
琵琶湖漁業では、漁業者の減少と高齢化が進み、基盤となる漁業組織の運営維持が困難な状況にあります。

漁業者の基盤となる漁業協同組合を強固な組織に変えるため、市内の山田漁業協同組合および志那漁業協同組合を含め、県内 16 の漁業協同組合が合併参加を決議されています。

合併予定日は令和 6 年 10 月 1 日であり、「滋賀びわ湖漁業協同組合」（新組合）が発足します。

合併参加組合は、合併により解散し、新組合発足後は支所として運営を行い、引き続き地域の水産業の拠点としての役割を担います。

【合併イメージ】



2 漁港の指定管理の取り扱いについて

市内の漁港は、平成 18 年度に指定管理者制度が導入され、北山田漁港を山田漁業協同組合に、志那漁港を志那漁業協同組合に管理していただいております。

※直近では令和 5 年度に、令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの指定管理者の選定を行っております。

合併に伴う指定管理の取り扱いについては、旧組合の権利義務の一切が新組合に承継されることから、指定管理者の再度の選定の必要はありません。

※水産漁業協同組合法第 72 条「合併によって設立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務を承継する」

※滋賀びわ湖漁業協同組合合併契約書第 13 条「漁業協同組合の合併により旧組合の権利義務の一切を新組合に引き渡すものとする」

合併に伴う手続きについては、草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第 11 条に基づき、「指定管理者の指定の申請」の内容変更を承認し、その旨を告示します。（今回は団体名・所在地・代表者の変更）

【指定管理業務概要】

- (1) 草津市漁港等管理条例に定める各種申請書類等の受付および市への送付
- (2) 漁港の護岸、防波堤等の清掃業務
- (3) その他、漁港施設内で発生する事故等の市への通報